

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業
浜田水再生センター建設工事

募集要項

令和5年10月

浜 田 市

目 次

第1 募集要項等の位置づけ	1
第2 工事の目的及び内容	2
1 工事内容に関する事項	2
2 本市による本工事实施状況の確認（モニタリング）	4
第3 応募手続き等	6
1 募集及び選定のスケジュール	6
2 募集手続き等	6
3 応募に関する留意事項	8
4 参考額	10
5 担当窓口	10
第4 応募者の備えるべき提案資格要件等	11
1 応募者の構成	11
2 複数応募の禁止	12
3 応募者の提案資格要件	12
第5 提出書類	15
1 資格審査に関する書類【共通】	15
2 提案審査に関する書類【土木・建築】	16
3 提案審査に関する書類【機械・電気設備】	16
第6 事業者選定方法	17
1 事業者の募集及び選定の方法	17
2 契約候補者の選定	17
第7 本市と事業者の責任分担	19
1 事業者の責任ある履行について	19
2 本市と事業者の責任分担	19
3 業務の要求水準	19
4 履行保証に関する事項	19
第8 契約に関する事項	20
1 契約手続き	20
2 契約の締結	20
3 契約保証金	20
4 違約金の支払い	20
5 契約の解除	21
6 紛争の際の裁判所に関し必要な事項	21

第1 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、浜田市（以下「本市」という。）が整備を進めている浜田市公共下水道浜田処理区整備事業 浜田水再生センター建設工事（以下「本工事」という。）に関して、詳細設計（技術協力）及び建設工事を技術提案・交渉方式（以下「ECI 方式」（Early Contractor Involvement）という。）により実施するにあたり、高度な技術力・企画力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集及び選定するため、本工事に応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

募集要項にあわせて交付する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。応募者は募集要項等の内容を踏まえ、本工事に応募するものとする。

【基本協定書(案)】

設計業務に関わる技術協力、建設工事請負契約の締結に向けた交渉等の、本市と事業者との間の基本的な協約事項を示すもの。

【建設工事請負契約(案)】

本工事に係わる契約（以下「建設工事請負契約」という。）の内容を示すもの（建設工事請負契約及び建設工事請負契約約款(案)により構成され、建設工事請負契約約款(案)には、別紙も含まれる）。

【要求水準書（添付資料を含む。）】

本市が事業者に要求する具体的な設計に関する技術協力及び建設工事のサービス水準を示すもの。

【事業者選定基準】

応募者から提出された提案書を評価する基準を示すもの。土木・建築工事に係る基準と機械設備・電気設備工事に係る基準の2種類がある。

【様式集】

提案書の作成に使用する様式を示すもの。土木・建築工事に係る様式と機械設備・電気設備工事に係る様式の2種類がある。

第2 工事の目的及び内容

1 工事内容に関する事項

(1) 工事名称

浜田市公共下水道 浜田処理区整備事業 浜田水再生センター建設工事

(2) 工事の対象となる公共施設の種類

公共下水道の終末処理場等

(3) 公共施設の管理者

浜田市長 久保田 章市

(4) 工事の目的

本工事は、浜田処理区公共下水道から排水された汚水を処理するため終末処理場（浜田水再生センター）の建設工事を行うものである。

なお、本工事で採用する水処理方式の特性から、施設整備にあたり高度で専門的なノウハウが要求される。このため、本工事では、事業者の優れた企画力・技術力を活用する ECI 方式を採用し、施設整備に係るコスト縮減及び工期短縮を目指すこととする。

(5) 工事の概要

ア 工事予定地

所在地：島根県浜田市松原町・殿町

イ 工事対象施設

本工事の対象施設の概要を表 2-1 に示す。

表 2-1 施工対象施設の概要

項目	施設概要
処理能力	1,100m ³ /日（全体計画日最大能力：2,200m ³ /日）
計画流入水質	BOD：220 mg/L、SS：160 mg/L
計画放流水質	BOD：15.0 mg/L
水処理方式	膜分離活性汚泥法
汚泥処理方式	直接脱水方式及び場外搬出
監視制御方法	遠方監視

(6) 事業方式の概要

本工事は、浜田水再生センターの詳細設計に係る技術提案（技術協力）を求め、交渉による合意を経て建設工事の契約を締結する ECI 方式により実施する。本事業方式による各段階

での契約形態は次図のとおりである。

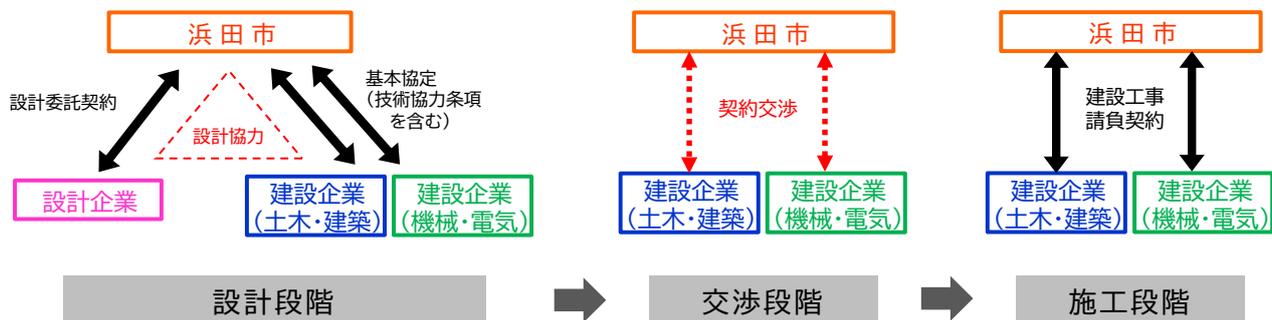


図 2-1 各段階における契約形態

(7) 事業範囲

本工事において事業者が実施する範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

ア 技術協力

- ・ 測量調査、地質調査、試掘調査、土壌調査等の事業者の提案に基づく調査
- ・ 詳細設計業務への技術協力
- ・ 関係機関との協議資料の作成支援
- ・ 本工事に伴う各種申請等の手続きに必要な書類の作成支援
- ・ その他工事を実施する上で必要な技術協力

イ 建設工事（土木・建築）

- ・ 対象施設の土木工事、建築工事（建築設備工事を含む）及びその他必要な工事
- ・ 周辺環境対策
- ・ 関係機関との協議資料の作成
- ・ 本工事に伴う各種申請等の手続きに必要な書類の作成
- ・ 住民説明補助（本市から要請があった場合）
- ・ 完成図書の作成
- ・ その他工事を実施する上で必要な関連業務

ウ 建設工事（機械・電気）

- ・ 対象施設の機械設備工事、電気設備工事及びその他必要な工事
- ・ 周辺環境対策
- ・ 関係機関との協議資料の作成
- ・ 本工事に伴う各種申請等の手続きに必要な書類の作成
- ・ 住民説明補助（本市から要請があった場合）

- ・完成図書の作成
- ・その他工事を実施する上で必要な関連業務
- ・総合試運転

(8) 工事期間

本工事は、令和6年2月（予定）～令和10年3月（予定）とするが、提案及び詳細設計を踏まえ決定する。

表 2-2 工事期間（予定）

時期	本工事の内容
令和5年12月～	別途発注する設計委託契約の締結及び着手
令和6年 2月	基本協定の締結
令和6年 2月～	詳細設計業務への技術協力
令和6年 9月頃～	土木・建築工事内容に関する交渉及び建設工事請負契約の締結、工事着手（※）
令和6年11月頃～	機械設備・電気設備工事内容に関する交渉及び建設工事請負契約の締結、工事着手（※）
令和6年12月頃	詳細設計の完了（※）
令和7年 1月頃～	建設工事（※）
令和10年 3月	本工事の終了期限（※） 【令和8年度供用開始】

※時期は、本書公表時の予定であり、提案内容及び詳細設計を踏まえ決定する。

2 本市による本工事实施状況の確認（モニタリング）

本市は事業者が要求水準書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。本市による本工事の実施状況の確認は次の（1）から（3）までのとおりである。

(1) モニタリングの概要

モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等については、募集要項等の規定に基づき、建設工事請負契約の締結後、本市と事業者で協議し、本市が決定する。なお、モニタリングの主な内容については、次に示すとおりとする。

ア 着手時

(ア) 事業者は、建設工事の着手前に建設工事に関する工程表及び工事計画書を本市に提出し、詳細設計により決定したスケジュール等に適合していることの確認を受けること。

(イ) 事業者は、建設工事の進捗状況を本市に定期的又は随時に説明・報告し、確認を受け

なければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対し進捗状況について報告を求めることができる。

イ 建設工事

- (ア) 事業者は、建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会い状況写真等、本市が行うモニタリングに係る記録を作成し、本市に定期的に提出し確認を受けること。
- (イ) 事業者は、建設工事完了時にセルフモニタリングを実施後、本市へ完了報告を行い、完了状況の確認を受けること。

(2) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングに係る費用のうち、本市に生じる費用は本市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

(3) モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、詳細設計成果、建設工事請負契約書及び要求水準書であらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ると判断される場合には、本市はその内容に応じて是正勧告、支払いの延期、契約解除等の措置をとる。

第3 応募手続き等

1 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

表 3-1 募集及び選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和5年10月25日	募集要項等の公表（以下、「公募開始日」という。）
令和5年10月25日～ 令和5年11月10日	募集要項等に関する質問の受付期間
令和5年10月30日～	募集要項等に関する質問に対する回答
令和5年11月15日～ 令和5年11月24日	参加表明書等の受付
令和5年12月上旬	資格審査結果の通知
令和6年 1月18日	提案書類の受付期限
令和6年 1月下旬	提案書類の審査・ヒアリング
令和6年 2月中旬	契約候補者の決定・公表
令和6年 2月下旬	基本協定書の締結
令和6年 2月下旬～	詳細設計業務への技術協力

2 募集手続き等

(1) 資料の閲覧

本工事に関する資料の閲覧を次のとおり受け付ける。なお、閲覧期限に遅れた場合は、資料の閲覧を受け付けない。

ア 閲覧期間：公募開始日から令和5年12月22日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 受付方法：事前に、第3の5記載の担当窓口にてEメールにより連絡し、受信確認の連絡を行うこと。

ウ 閲覧場所：第3の5記載の担当窓口

エ 閲覧資料：浜田市公共下水道（浜田処理区）事業変更計画書
浜田処理区整備事業（第一工区）における設計報告書
浜田市公共下水道浜田水再生センター実施設計業務報告書

(2) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。なお、受付期限に遅れた場合は、質問を受け付けない。これ以外による質問の提出は無効とする。なお、本市の判断により、質問を提出し

た事業者に対してヒアリングを行うことがある。

ア 受付期間：公募開始日から令和5年11月10日（金）正午まで

イ 受付方法：様式1「募集要項等に関する質問書」に記入の上、第3の5記載の担当窓口
にEメールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。

ウ 回 答：令和5年10月30日（月）以降に回答ができたものから本市ホームページで
公表する予定である。ただし、質問・回答の公表は、質問者の特殊な技術、
ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を
害するおそれのあるものを除く。

(3) 参加表明書等の受付

応募者は、資格審査に関する書類（参加表明書等）を下記の期限までに提出しなければなら
ない。なお、受付期限に遅れた場合は、応募できない。

ア 受付期限：持参の場合は令和5年11月24日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
の午後5時15分までとする。郵送の場合は令和5年11月24日（金）必着。

イ 提出場所：第3の5記載の担当窓口

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。また、封筒の表面に「浜田市公共下水道 浜
田処理区整備事業浜田水再生センター建設工事プロポーザル資格審査関係書
類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。

エ 提出書類：資格審査に関する書類（「第5 提出書類」を参照）

(4) 資格審査結果の通知

参加資格の確認結果は、令和5年12月上旬に、参加者に対して書面により通知する。この
場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

(5) 提案書類の受付

応募者は、提案審査に関する書類を下記の期限までに提出しなければならない。なお、受
付期限に遅れた場合は、応募できない。

ア 受付期限：持参の場合は令和6年1月18日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の
午後5時15分までとする。郵送の場合は令和6年1月18日（木）必着。

イ 提出場所：第3の5記載の担当窓口

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。また、封筒の表面に「浜田市公共下水道 浜
田処理区整備事業浜田水再生センター建設工事プロポーザル提案審査関係書
類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。

エ 提出書類：提案審査に関する書類（「第5 提出書類」を参照）

オ 提出部数：提案審査に関する書類は正本1部及び副本6部を提出すること。

(6) ヒアリングの実施

本市は、応募者に対し、令和6年1月下旬以降に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途通知する。

(7) 応募の辞退

本工事の応募を辞退する者は、ヒアリングの実施前までに辞退届（様式2-1）を第3の5の担当窓口を持参又は郵送により提出すること。なお、複数の企業による共同企業体（以下「JV」（Joint Venture）という。）による参加の場合、書類の提出は代表企業が行わなければならない。

3 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案審査に関する書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 工種別の様式による応募

本市が選定する事業者は、土木・建築工事を行う建設企業と機械設備・電気設備工事を行う建設企業の2者であるため、それぞれに応じた様式を用いて応募すること。

(3) 提出書類の取扱い

提案書類に関する著作権及び特許権等の取り扱いは、次に示すとおりとし、提出書類の返却は行わない。

ア 著作権

本工事に関する提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、事業者として選定した者の提案書について、本市が必要と認めるときは、事業者の承諾を得たうえで本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できる。なお、契約に至らなかった応募者の提案書については、原則として使用しない。

また、事業者として選定した者の提出書類は、浜田市情報公開条例（平成17年10月1日条例第20号）第7条に規定する不開示情報を除き、情報公開の対象となる。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

ウ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできないものとする。

エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 提出書類の変更禁止

提出後の提出書類の追加・修正及び再提出は原則認めない。

カ 使用言語及び単位・時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

(5) 公募の無効又は失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した応募書類

イ 工事名のない応募書類

ウ 応募者氏名及び押印のない又は判然としない応募書類

エ 工事名に誤りのある応募書類

オ 提案内容の記載が不明確な応募書類

カ 提案内容を訂正した応募書類

キ 1つの公募について同一の者からの2以上の応募書類

ク 応募書類の受付期限までに到達しなかった応募書類

ケ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した応募書類

コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、提案内容に関して明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した応募書類

サ その他公募に関する条件に違反した応募書類

(6) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、応募者（JVの場合は代表企業）に通知する。

(7) 情報の公表

今後の公表資料等については、原則として、本市ホームページにおいて公表する。

4 参考額

工事規模は下記のとおり想定している。

土木・建築工事 858,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

機械・電気工事 741,400 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 担当窓口

公募及び契約に関する本工事の担当窓口は下記のとおりである。

住 所：〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市上下水道部下水道課整備係

電 話 番 号：0855-25-9641

F A X：0855-22-2628

電 子 メ ー ル：gesuido@city.hamada.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.hamada.shimane.jp>

第4 応募者の備えるべき提案資格要件等

1 応募者の構成

応募者の構成については、次のとおりとする。

- ア 本工事では、土木工事及び建築工事を行う建設企業と機械設備工事及び電気設備工事を行う建設企業の2つの企業を選定する。応募者は、どちらかの建設企業として応募すること。
- イ 応募者は、単体企業又はJVとする。
- ウ 応募者がJVの場合、応募者は代表企業を定め、それ以外の企業は構成員とする。代表企業は、出資比率がJVを構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業とする。
- エ JVの形態は甲型JVとするが、構成員の数及び出資比率等については浜田市建設工事に係る共同企業体取扱要綱に準じること。
- オ JVの場合、応募者は、代表企業を参加表明時の提案資格確認書類にて明らかにすること。代表企業は、応募手続きや契約候補者となった場合の契約協議など本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。

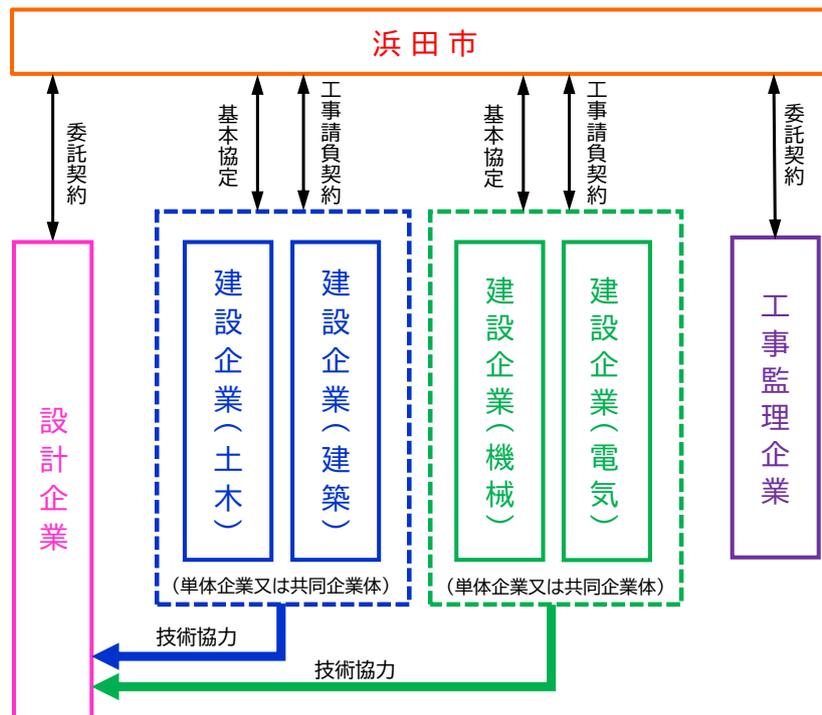


図 4-1 応募者の構成

2 複数応募の禁止

応募者の代表企業、構成員及びそれらの企業と資本関係又は人的関係のある者（下記ア、イ）は、他の応募者の代表企業及び構成員になることはできない。

ア 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 応募者の提案資格要件

(1) 共通の提案資格要件

ア 応募者は、公募開始日において、次のいずれにも該当しない者とする。

(ア) 浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。

(ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者。

(エ) 浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

(オ) 本工事に係るアドバイザー業務に関与した以下の者及びこれらの者と資本関係又は人的関係のある者。

・株式会社日水コン

・虎ノ門南法律事務所

(カ) 第6の2記載の選定審査会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

a 資本関係のある者

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 資本関係のある者

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

イ 建設業法第26条第2項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置すること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。

ウ 配置する監理技術者等は、参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 監理技術者は、工事に必要な建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第26条第5項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。

(イ) 主任技術者は、同法第7条第2号に規定する認定者のうち工事に必要な国家資格を取得した者であること。

(ウ) 土木・建築及び機械・電気のJV代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者として本市との窓口役となるとともに、JV構成員の監理技術者等を総括すること。

(2) 建設企業（土木・建築）の提案資格要件

ア 応募者は、浜田市の入札参加資格者名簿の「土木一式工事」及び「建築一式工事」に登録されていること。JVの場合は、構成員がどちらかの資格を有し、双方の資格を有する企業で構成されること。

イ 応募者は、次のとおり格付けされていること。

(ア) 単体企業の場合は、A級に格付けされていること。

(イ) JVの場合は、代表企業はA級とし、構成員はA級又はB級に格付けされていること。

ウ 主たる営業所（本社）を浜田市内に有すること。

エ 過去15年の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した類似工事又は同規模以上の工事*を元請として完了した実績を有していること。JVの場合は、上記実績を有する企業が1社以上あること。

※ 類似工事又は同規模以上の工事とは、元請又は共同企業体(経常JVを除く。)の構成員(ただし出資比率20%以上)として1契約で、土木一式工事は、1億5,000万円以上の工事を完成した施工実績、建築一式工事は、鉄筋コンクリート造で延床面積700㎡以上の工事を完成した施工実績とする。

(3) 建設企業（機械・電気）の提案資格要件

- ア 応募者は、浜田市の入札参加資格者名簿の「機械器具設置工事」及び「電気工事」に登録されていること。JVの場合は、構成員がどちらかの資格を有し、双方の資格を有する企業で構成されること。
- イ 単独企業の場合は、主たる営業所（本社）を浜田市内に有する企業であること。
- ウ JVの場合は、本社又は営業所を中国地方に有する企業とし、構成員に、主たる営業所（本社）を浜田市内に有する企業を1社以上含むこと。
- エ 過去15年の間に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した下水道法上の処理場に係る機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。）を元請として完了した実績を有していること。JVの場合は、上記実績を有する企業が1社以上あること。

(4) 公募開始日以降の提案資格要件を喪失した場合の取扱

提案資格を有すると認められた応募者（JVの場合は代表企業及び構成員）が、公募開始日以降に提案資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 公募開始日から契約候補者決定日までの間に、応募者に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とする。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠くJVの構成員（代表企業を除く）の変更ができる。
- イ 建設工事請負契約の締結日に、応募者に提案資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は基本協定書及び建設工事請負契約書の解除又は締結しないことがある。この場合、本市は一切の責任を負わない。ただし、応募者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、提案資格要件を欠くJVの構成員（代表企業を除く）の変更ができるものとし、本市は変更後の応募者と基本協定書及び建設工事請負契約書を締結できる。
- ウ 上記の事態が生じたことにより本市に損害が生じた場合は、当該応募者がその損害を賠償すること。

第5 提出書類

応募時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（資格審査・提案審査）及び様式集（提案審査に関する書類）作成要領を参照すること。

1 資格審査に関する書類【共通】

①資格審査に関する書類	
・公募型プロポーザル参加表明書（単体企業）	（様式 1-1-1）
・公募型プロポーザル参加表明書（共同企業体）	（様式 1-1-2）
・資格審査申請書	（様式 1-2）
・資格等要件に関する書類	（様式 1-3）
・工事の実績	（様式 1-3-1）
・配置予定技術者の資格（単体企業又は共同企業体の代表企業）	（様式 1-3-2）
・配置予定技術者の資格（共同企業体の構成員） ※	（様式 1-3-3）
・応募グループの構成表及び役割分担表 ※	（様式 1-4）
・委任状（構成企業→代表企業） ※	（様式 1-5）
・委任状（代表企業用） ※	（様式 1-6）
・会社概要書（単体企業、共同企業体の代表企業及び構成企業）	（書式自由）
・定款（単体企業、共同企業体の代表企業及び構成企業）	（書式自由）
・決算報告書（単体企業、共同企業体の代表企業及び構成企業、直近3箇年）	（書式自由）
・登記簿謄本（単体企業、共同企業体の代表企業及び構成企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	（書式自由）
・納税証明書（単体企業、共同企業体の代表企業及び構成企業、直近1箇年）	（書式自由）
②その他	
・辞退届	（様式 2-1）

※JVの場合、提出すること。

2 提案審査に関する書類【土木・建築】

・提案審査書類提出書	(様式 A-1)
・応募グループの構成表 ※	(様式 A-2)
・建設企業の実績に関する事項	(様式 B-1)
・事業実施体制・役割分担に関する事項	(様式 B-2)
・工事工程に関する事項	(様式 B-3)
・工期短縮に関する事項	(様式 B-4)
・環境への配慮に関する事項	(様式 B-5)
・近隣住民への配慮に関する事項	(様式 B-6)
・品質管理に関する事項	(様式 B-7)
・緊急事態発生時の対応に関する事項	(様式 B-8)
・コスト縮減に関する事項	(様式 B-9)
・その他提案に関する事項	(様式 B-10)

※JV の場合、提出すること。

3 提案審査に関する書類【機械・電気設備】

・提案審査書類提出書	(様式 A-1)
・応募グループの構成表 ※	(様式 A-2)
・技術協力方針に関する事項	(様式 B-1)
・事業実施体制・役割分担に関する事項	(様式 B-2)
・工事工程に関する事項	(様式 B-3)
・工期短縮に関する事項	(様式 B-4)
・維持管理の効率化に関する事項	(様式 B-5)
・脱炭素化社会への貢献に関する事項	(様式 B-6)
・機器故障リスクへの対応に関する事項	(様式 B-7)
・主要機器に係る見積価格に関する事項	(様式 B-8)
・コスト縮減に関する事項	(様式 B-9)
・その他提案に関する事項	(様式 B-10)

※JV の場合、提出すること。

第6 事業者選定方法

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の選定方法は、事業者の下水道施設整備に関する施工能力、コスト縮減及び工事の継続性・安定性等のノウハウや創意工夫を評価する「公募型プロポーザル方式」により実施する。

2 契約候補者の選定

(1) 浜田市公共下水道浜田処理区整備事業浜田水再生センター建設工事民間事業者選定審査会の設置

本工事における契約候補者の選定については、選定審査会を設置し、応募者から提出された提案の審査を行う。ここで、選定審査会の委員は、以下のとおりである。

表 6-1 選定審査会の委員

役職	所 属	職 名	氏 名
委員長	浜田市	副市長	砂川 明
委 員	島根県技術士会		林 秀樹
委 員	島根県土木部下水道推進課	課長補佐	石倉 功史
委 員	浜田市都市建設部	部 長	戸津川 美二
委 員	浜田市上下水道部	部 長	佐々木 俊幸

(2) 審査の手順

- ア 提出された資格審査に関する書類及び提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認する。揃っていない場合は失格とする。
- イ 応募者の応募資格等が本市の要求を満たしていることを確認する。満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ウ 応募資格を満たしていると評価された応募者の提案審査に関する書類について事業者選定基準に従い、審査を行う。
- エ 募集要項等で示す要件を全て満たしている提案をした応募者の中から、別に公表する事業者選定基準に基づき、選定審査会による提案内容の審査により、最も優秀な提案を行った者を契約候補者として決定する。
- オ 契約候補者となった応募者の代表企業に対して、令和6年2月中旬に決定通知を行う。

(3) 審査項目

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、事業者選定基準を参照すること。

表 6-2 審査項目

資格審査【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格に関する審査
提案審査【土木・建築工事】	<ul style="list-style-type: none"> ・建設企業の実績 ・事業実施体制・役割分担 ・工事工程 ・工期短縮 ・環境への配慮 ・近隣住民等への配慮 ・品質管理 ・緊急事態発生時の対応 ・コスト縮減 ・その他提案
提案審査【機械・設備工事】	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力方針 ・事業実施体制・役割分担 ・工事工程 ・工期短縮 ・維持管理の効率化 ・脱炭素化社会への貢献 ・機器故障リスクへの対応 ・主要機器に係る見積価格 ・コスト縮減 ・その他提案

(4) 契約候補者の決定

本市は、選定審査会により、契約候補者を決定する。

ア 契約候補者の公表

本市が契約候補者を決定した場合は、応募者の代表企業に審査の結果を通知するとともに、ホームページで審査の結果を公表する。なお、審査の経緯及び結果に関する異議申し立ては受け付けない。

イ 審査結果の無効

提案資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が選定された場合には、その審査結果は、無効とする。

第7 本市と事業者の責任分担

1 事業者の責任ある履行について

事業者は、基本協定書、建設工事請負契約書に定めるところに従って、誠実に業務を遂行し、責任を履行しなければならない。

2 本市と事業者の責任分担

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

本工事における責任分担の考え方は、本市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、調査・建設工事の責任は、事業者が担う業務の範囲において、原則として事業者が責任を負う。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、基本協定書、建設工事請負契約書に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

3 業務の要求水準

事業者が遵守すべき業務（設計に関する技術協力及び工事等）の要求水準は、公募開始日に公表する要求水準書において提示する。

4 履行保証に関する事項

事業者は、基本協定書及び建設工事請負契約書に従って責任を履行することとする。

契約の締結にあたっては、工事の履行を確保するために、履行保証保険等による事業期間中の履行保証を行うこととする。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

本工事の契約手続きのフローは下図のとおりである。本市は、土木・建築工事を行う建設企業と機械・電気設備工事を行う建設企業を応募者の中から事業者として選定し、各建設企業と基本協定を締結する。各建設企業は、基本協定締結後、設計に係る技術協力を行う。

本市は、設計による工事価格が確定した後、基本協定に基づき各建設企業と工事価格に関する交渉を行い、交渉が成立した場合には、本市と建設企業が建設工事請負契約を締結する。

なお、本市は、契約手続きに際しては、応募条件の変更を伴う交渉は行わない。

契約内容の解釈について疑義が生じた場合には、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、建設工事請負契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

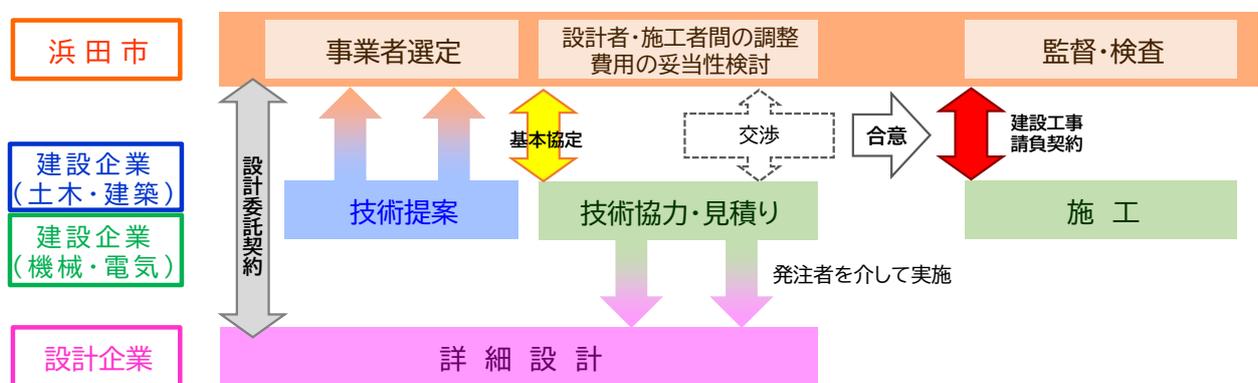


図 8-1 契約手続きフロー

2 契約の締結

本市は、契約候補者と募集要項等に基づき基本協定に関する協議を行い、令和6年2月下旬頃に協定を締結することを予定している。また、詳細設計による工事価格確定後に各建設企業と交渉を行い、建設工事請負契約を締結することを予定している。

3 契約保証金

建設工事請負契約書第4条に基づく。

4 違約金の支払い

契約候補者は、本市と基本協定書を締結しない場合或いは契約交渉の合意をしたにもかかわらず建設工事請負契約を締結しない場合、違約金として第3の4記載の参考額の100分の10に相当する金額を支払うものとする。

5 契約の解除

契約候補者が第4の応募者の備えるべき提案資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、本市は契約候補者として次点候補者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、契約候補者が第4の3(4)において、新たに本市へ資格審査に関する書類を提出し、提案資格の確認を受けたうえで、構成員の変更を本市が認めた場合は、この限りではない。

6 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

契約に関する紛争については、松江地方・家庭裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。